(2)　ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

イ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

ロ　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(3)　ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車　(2)の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減することとした。

イ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

ロ　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(二)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を平成三一年四月一日に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、平成三一年度分の軽自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

(三)　次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を非課税とすることとした。（第四四六条関係）

(1)　電気軽自動車

(2)　次に掲げる天然ガス軽自動車

イ　平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

ロ　平成二一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えない天然ガス軽自動車

(3)　次に掲げるガソリン軽自動車

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

②　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

②　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。

(四)　環境性能割の税率を次のとおりとすることとした。（第四五一条関係）

(1)　次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（(三)の適用を受けるものを除く。）　一〇〇分の一

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

②　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

②　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

(2)　ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの（(三)及び(1)の適用を受けるものを除く。）　一〇〇分の二

イ　次のいずれかに該当すること。

(イ)　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

(3)　(三)並びに(1)及び(2)の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車　一〇〇分の三

(四)　(1)イに掲げる自家用の三輪以上の軽自動車について、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とすることとした。（附則第二九条の八の二関係）

(五)　道府県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。（附則第二九条の九関係）